

請 願 一 覧 表

番号	1	2	3	4
件 名	「インボイス制度廃止をもとめる意見書」提出についての請願	「消費税五％への減税を求める意見書」の提出についての請願	米の増産政策等を国に求める意見書提出についての請願	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求めること、並びに市独自の支援策策定を求める意見書提出の請願
紹 介 議 員	中 島 孝	中 島 孝	中 島 孝	獺 庭 大 輔
請 願 者 住 所	相馬市内	相馬市内	相馬市内	相馬市内
請 願 者 氏 名	相馬市民	相馬市民	相馬市民	相馬方部介護保険事業所 連 絡 会 会 長
備 考				

「インボイス制度廃止をもとめる意見書」提出についての請願

請願趣旨

二〇二三年十月に、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されました。

この制度では、インボイス発行事業者ではない事業者からの仕入れでは税額控除ができないため、主に小規模事業者や個人事業者である免税事業者は、取引先からインボイス発行を求められ、発行できない場合は、不当な値引きや取引の打ち切りを求められることが懸念されていました。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告・納税が義務づけられ、税負担と事務負担の二重の負担を負うこととなりました。

制度導入から一年八か月経過しましたが、小規模事業者等からは、減収や税負担の増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっており、インボイスに係る経理事務が過大になっているとの訴えも噴出しています。制度導入に当たっては、インボイス事業者になった場合に三年間は納税額などの軽減措置など講じられていますが、負担軽減策は不十分であり、事業活動への深刻な影響は決して看過できるものではありません。

また、エネルギー価格や原材料等の高騰が長期化し、人材不足が深刻化する中で、経営環境は一層の厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者に求めることができる状況ではありません。

また、電子帳簿保存法によって、契約書など電子データを一定の形態で保存する等を義務付ける電子帳簿等保存制度は、特に小規模事業者からは事務があまりにも煩雑で、事業活動に支障が生じかねないとの声が上がっています。

以上の趣旨から左記事項について国に意見書を提出していただくよう請願いたします。

請願事項

一、インボイス制度は廃止すること。

令和七年六月五日

相馬市内

相馬市民

相馬市議会議長 高玉 良一様

「消費税5%への減税を求める意見書」の提出についての請願

請願趣旨

長引く物価高で庶民の台所は悲鳴をあげています。米五キログラムで四千円を超えるなど野菜を含め高値が続いています。県民からは「物価高はいつまで続くのか。我慢も限界。買い物するのが怖い、消費税を下げてほしい」などの切実な声が上がっています。

内閣府の世論調査では、政治に求めることについて二年連続で「物価対策」が最も多くなり、物価高への家計の影響が長期化しています。また、新聞、テレビなど一連の世論調査で六〇七割が「消費税減税」を求めているように国民から強く歓迎されています。

物価高騰から暮らしを守るうえで、最も効果があるのは、消費税減税です。5%減税すれば平均世帯で年間十二万円の減税になります。世界では、百十の国と地域で日本の消費税にあたる付加価値税を減税しています。

政府は社会保障のためと繰り返し説明してきましたが、医療・介護・年金など国民負担は増えるばかりです。不公平な税制をただす会の試算では、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を減税する財源が生まれると試算しています。

そうしたなかで、国会でも消費税減税をめぐる議論が活発になっていますが、最大の焦点は財源をどうするかになっています。各党から、赤字国債発行、政府基金、大企業や富裕層の優遇税制の見直しなどの方法が提案されていますが、恒常的な消費税引き下げのためには大企業、富裕層優遇税制の見直しが最も望ましい財源です。石破首相は国会で、「大企業の内部留保や法人税をどうするか、税制のあり方を議論する」と述べ、この道への関心を表明しました。

以上を踏まえ、左記事項について国に意見書を提出していただくよう請願します。

請願事項

- 一、消費税を5%へ減税をすること。

令和七年六月五日

相馬市内

相馬市民

相馬市議会議長 高玉 良一様

米の増産政策等を国に求める意見書提出についての請願

請願趣旨

世界的な食糧の需給ひつ迫と円安などにより食料品の値上げが相次ぐ中、米不足と米価の値上がりが生活苦に追い打ちをかけています。これまで需要減を理由に減反・減産政策を取ってきた結果、主食用米が足りない事態に至り、こうした混乱を生んでいます。

直ちに主食の米が不足することがないように増産政策に切り替え、消費者が「安心して食べ続けられる」、生産者は「安心して作り続けられる」食糧政策をつくることが求められています。

そのためには、多くの国で行われている価格保障、所得補償によって農家の収入を支える政策が不可欠です。気候危機や国際的な紛争、経済摩擦などによって、国民の食糧確保が担保されなくなることが無いよう、食糧自給率を高める政策の確立が必要です。

つきましては、生産者、消費者双方を守る為、左記事項について国に要望されますよう請願致します。

請願項目

- 一、 主食用米の減反・減産政策を改め、十分な備蓄が可能となる生産計画を確立すること
- 二、 農家数減少を食い止めるため、価格保証、所得補償政策を確立すること
- 三、 食料安全保障の観点から、安易に輸入に頼ることなく、食料自給率を大きく高める政策を確立すること

以上

令和七年六月五日

相馬市議会議長 高玉 良一様

相馬市内

相馬市民

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを
国に求めること、並びに市独自の支援策策定を求める意見書提出の請願

請願趣旨

訪問介護の基本報酬が二〇二四年四月から引き下げられたことに、怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助などを行う訪問介護は、在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬の引き下げで、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約六万円も下回ります。また有効求人倍率は二十二年度で十五・五倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の事由から、左記事項につき、地方自治法第九十九条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対し別添意見書（案）の提出を決議していただくと共に、相馬市独自の支援策を策定して頂きたいと請願致します。

請願項目

- 一、訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、報酬引き上げの早急な再改定を国に求めること
- 二、訪問介護事業者に対する市独自の支援策を策定すること

令和七年六月五日

相馬市議会議長 高玉 良一様

相馬市内

相馬方部介護保険事業所連絡会

会長